裁判員経験者との意見交換会議事録

1 日時

平成24年11月22日(木)午後2時10分~午後4時

2 場所

福岡地方裁判所小会議室

3 主催者

福岡地方裁判所

4 参加者

裁判員経験者3人

福岡地方裁判所裁判官 野島 秀夫(第1刑事部部総括判事)

福岡地方検察庁検察官横山繁夫

福岡県弁護士会所属弁護士 田 瀬 憲 夫

福岡地方裁判所裁判官 髙 原 正 良(第2刑事部部総括判事)

(司会)

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙)

裁判員経験者を「経験者」と表示する。

第1 意見交換会

1 裁判員裁判に参加しての全般的な感想等

司 会 者:それでは,これから意見交換会を始めさせていただきます。この意見 交換会の趣旨は,二つございます。その一つは,裁判員を経験された皆 さんから,経験をした者だからこそ話すことができる率直な感想や御意 見を聞かせていただいて、県民の皆さんの裁判員制度に関する不安とか 負担感とかを解消し,裁判員裁判に対する理解が深まって,県民の皆さ んが安心して裁判員裁判に出席いただけるように繋がれば大変良いこと ではないかと考えています。それから、二つ目は、裁判員裁判は法廷で 見て、聞いてわかる裁判を目指しています。裁判官、弁護人、検察官の 法廷での活動がそのようなわかりやすいものになっているのか。皆さん から生の声を聞かせていただいて、これからの訴訟活動に活かしていき たいと思っています。そういう趣旨で、本日の意見交換会を行わせてい ただきます。皆さんの遠慮のない率直な御意見や感想を聞かせていただ ければありがたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。 本日の意見交換会はおよそ90分間を予定しています。その流れですが, まず最初は,裁判員裁判に参加しての全般的な感想,あるいは印象とい うことを20分間ぐらいで聞かせていただき,次に審理等に関する感想 や意見を50分間ぐらいお聞かせいただき、最後に20分間ぐらいで、 これから裁判員になられる方へのメッセージをお聞かせいただく。そう いう順序で行いたいと考えています。時間はおよその目処ですので、そ ういう順番で行っていきたいと思っております。その後,休憩を挟みま

して、報道の方からの質疑応答を行う予定です。それでは、本題に入ら

せていただきます。まず,裁判員裁判に参加しての皆さんの全般的な感想,あるいは印象,また皆さん方の生活なり考え方なりに何か影響があったとか,何でも結構ですのでお聞かせいただければと思います。どなたからでも結構です。御遠慮なくお願いいたします。いかがでしょうか。何か目が合いました。3番の方,いかがでしょうか。

経験者3:裁判員裁判に参加した感想としましては、参加して良かったと思っています。やはり他人事のように見ていた裁判などが、身近なもので、いつでも自分も家族にも起こり得る事件を私が担当したので、特にいつでも被害者、加害者になるんだなと。そしてまた、こういった裁判というものに自分が立つときも来るんだなということを本当に身近に感じました。ただ、裁判所の方々、裁判官の方々などが大変親身に、真剣に考えていただいているということ、またこうやって本当に、目線は私たちとは違うんじゃないかなと思ったんですが、本当に公平な目で見て裁判をされていたので、大変、この裁判員裁判に参加して、裁判所というものに対しても安心感、信頼感ができました。以上です。

司 会 者:経験された後,例えば,裁判所に傍聴にみえただとか,何かその辺の 裁判所の距離が変わってきたということはございますか。

経験者3:私は,まず最初に,これが決まったときには,上司と同じ職場の中でも同じ課に属している人には言って,こちらに参加しました。そして,有給休暇をいただいて参加したんです。終わった後は,やはり信頼できる友達,身近な人にまず話をして,結果,自分がもし裁判員裁判に選ばれたときに,やはり困らないようにということと,娘がいらっしゃいまして,娘がもし選ばれたときにというのと,私自身が自由にこの裁判を傍聴できるというのを初めて知りましたので,それを言ったら,じゃあ裁判所というところに行く機会がないので,一緒に傍聴に行きましょうということで,9月に裁判員裁判に参加してから,10月と11月と1回

ずつ,女性2人ですね。3人でこちらの裁判の傍聴に来ました。

司 会 者:経験をされて,裁判所,裁判というのがどういうものかというのを経験されて,裁判所は少し身近に感じられるようになったということですね。

経験者3:はい、そうです。大変身近に感じましたので、友達にも気さくに出入りができるんだよと。また、大変、裁判員になって上に座らせていただいたのと、また裁判を聞きにいくという、あの扉を開けるのというのはすごく勇気が要ったんですよ。まず、二つドアがついているので、最初のドアを開けて、次、小窓があるんですけど、その小窓を見てから中の様子を見て、そしてドアを開ける。その最初の傍聴するときもすごく勇気が要りました。しかしここまで来たんだからということで、勇気を出して扉を開けて座ったら、最初に傍聴させていただいた裁判が、私が参加したときの裁判長の林裁判長だったんで、すごく安心しまして、それもありました。それで、座って最後まで傍聴しました。

司 会 者:ありがとうございました。1番の方,いかがですか,全般的な感想は。

経験者1:私は、たしか5月の裁判に参加したんです。その前の年の11月に、たしか最初の案内が来たかと思います。そして、次にまた来たのが、たしか3月だった。3月に来て、そして実際は5月。何かその5月までの間が約半年ありますよね。最初に案内があった後、もうなくなったのかなと思っていたんです。ちょっと長い期間がそこで経過しました。実際に、5月に来た日に、私のときには29人候補者が集まっていまして、そしてその中から6人プラス補充の方が2名ということで、結局、まずそこでふるいがかかったんですけども、何かもっとささっと来たら、却って良いんじゃないかというふうに思いました。余り期間があったために、非常に興奮したというか、行けるなというふうに思っていたところが、ちょっと時間がかかった。たまたま私はその6人に選ばれましたので、

本当に参加できたんですけど。最初は,この裁判所に入ること自体が, 坂を上ってくるときから非常に興奮しますね。高いところに行くという 感じです。後は,すっと部屋まで案内が非常にわかりやすかったんです けども。厳粛な中にも非常にきちんとした裁判がやられている。特に裁判長が,ちゃんと審理の中で,検察官あるいは弁護士さんがいろいろおっしゃるところを軌道修正したり,そういうことをされるところが「ああ,いいな」と思いました。私の裁判のときには,田口裁判長でしたけれども,非常にフランクに話がありまして良かったです。

司 会 者:1番の方から,経験をした後,インターネットで裁判の状況とかにアクセスされたという話がございました。そこを紹介していただけますか。

経験者 1:5月に裁判があって、帰ってから、自分が経験したのはどんなもんだろうかなと思って、一度裁判所にインターネットでアクセスしましたら、ちゃんと出てきますよね。福岡の場合は、北九州と福岡と2か所で出てきて、自分がタッチしたのはこれだというのがわかります。私がたまたま経験したのは3日間でしたけれども、そのほかのを見ますと、5日間とか長いやつがありますね。内容を見たら、殺人とか書いてありまして、「わあ、こういうのに当たらなくてよかったな」と私は思いました。私が当たったのは、強盗致傷でしたけれども、殺人じゃなかったもんですから、ちょっとほっとした部分があります。要するに、インターネットでいつでも閲覧できるというのは、非常にオープンになっているということを感じました。

司 会 者:ありがとうございました。2番の方,いかがでしょうか。

経験者 2:今,1番の方が言われたとおり,私自身も同じように23年度の年度末 に最初の通知をいただきまして,7月から8月にかけての裁判だったわ けですけど,やはり長いなという感じがしました。そして,一応,裁判 の審理をした分が,発生が3月の事件だったんですけど,大変,人間を 人選して難しいとは思いますけど,ずっと時間的に努力していただいて 詰めることができればと思いました。もう一つ,1番の方が言われたと おりですけど,選任でふるいにかけられるときに,私の場合も6人と補 充の方が1名で7名が選任されたわけですけど,そのときの抽せんが, 最初に私たちが内申を送った分とかで明確にしていただいていることは わかるんですけど、やはり一番最後に番号を呼ばれたときに、大変難し いと思いますけど、例えば、7名であれば15名ぐらいかそれに近い数 を選んでいただいて,厳格な抽せんというのですか,そういうのででき れば一つの方法として考えていただいたらどうかなという思いがありま す。長く待っておいて、番号を呼ばれるのはわかりますけど、何か頑張 って来ている方は番号だけ呼ばれて、一言私の個人的な希望として、そ ういうことはどうかなというような思いがありました。それと、参加し て一番思ったのは、やはり裁判というのは、前も何回か見たことがある んですけど,やはりいかめしいという感じがするんですけど,大分身近 なものというのは,実際,傍聴席を見る感じがやはり身近なものと感じ たことで参加させてもらって良かったと思います。

- 司 会 者:2番の方のお話で,もどかしい感じがしたと。証拠書類の話とか,証拠調べをして,どうしてこの辺がはっきりしないのだろうという部分があったというお話がありましたが,その辺の話を聞かせていただけますか。
- 経験者 2:全体的な感想というよりは,裁判の過程の中で,もどかしいというのが・・・,具体的な事実で。
- 司 会 者:もう少しこの辺がわかったら良かったのにという話がございましたですね。証拠調べの限界であるという話も先ほどあったんですけども,その辺の感想はいかがでしたか。証拠調べの限界みたいな話がありましたね。

経験者2:裁判自体は,証拠調べ,いわゆる参考人,被害者と被告人で,説明と裁 判官の方の御指導でよく理解はできました。ただ、私の場合は、記憶に 残ったというのが,被告人の供述と行為にやはり矛盾があるような,通 常一般の常識で考えればおかしいなというのが多々あったわけで、事案 的には,この事件というのが65歳の老夫婦で生活保護をもらった分で, 金銭的に苦しくなって,いわゆる自殺をしようということで,家から車 で出発しまして,大分県に行ったと。そういう生活の中で,たまたま奥 さんのほうが杉の井ホテルか何かに泊まりたかったということで、急遽 お金が不足するということで、本件に、私が担当した事件にいくわけで すけど。その場合に,一つは凶器です。凶器が,本人が鉈と繰り小刀を 持っていくんですけど,その鉈についても拾ったという供述をします。 鞘が付いとって,明らかに研がれた新品みたいな感じの,その一つをと っても,それが落ちているはずがないやないかという,普通一般常識か らすればそうなんですけど,この事件については,奥さんも死んでしも うとるし、証明ができんということで、結局、もどかしい感じはするけ ど、解明できないまま進んでいって。そのようなもどかしさがあったよ うに思います。

2 審理

司 会 者:ありがとうございました。それでは、続きまして、今度は具体的な審理等の感想、意見に入っていきたいと思います。まず、皆さん、選任手続を思い出していただきまして、選任手続で裁判員に選任されて、その後引き続き裁判が始まった方、1番の方と2番の方は午前中選任で、午後引き続き裁判が始まった。それから、選任の日と裁判の日が分かれていた最後の方、3番の方でしたね、分かれていた。その点についての感想を聞かせていただければと思います。午前選任が終わって、午後から

すぐ審理,あるいは午前中でも引き続き余り時間を置かずに審理が始まる。その経験をされた感想,その辺をちょっと聞かせていただけますか。

- 経験者 1:私は当日すぐに始まりました。むしろ良かったなと思います。選ばれてすぐ始まって良かったなと。先ほど2番の方がおっしゃっていたように、最初29人来て,そして別室で,パソコンで乱数を使ってかどうか知りませんが,6人を選ばれた。そこのところがちょっとオープンじゃない。ですから,その場で同じように選んでもらったほうがむしろ皆さんも安心するんじゃないかというふうに思いました。
- 司 会 者:特に引き続き審理が始まったことについては良かったという御感想で すね。
- 経験者 2 : 私も引き続きのほうが気持ち的には,いったんそこで解散になってくるよりも良いんじゃないかと思います。
- 司 会 者:3番の方は,日にちが分かれていましたけれども,そこはいかがだったですか。
- 経験者3:そうですね。金曜日に選出されて,次の火曜日に第1回目だったと思いますが,私の場合は殺人ということでの裁判に参加させていただいたんです。それで,ある程度どきどきしながら裁判の日を待ったというところでは複雑だな。その日にあると,また心の準備が何か突然で怖かったのかもわからないし,私の場合は間が空いて良かったのかも知れません。いろいろ心の準備ができたと思います。空いたことで。
- 司 会 者: ありがとうございました。皆さん,いろいろと感想を伺うところでして,今,1番の方,2番の方がおっしゃったように,すっとそのままの勢いで審理に入るほうがよかったという方と,家庭の関係とか仕事の関係等で段取りをつけるのに時間があったほうが良かったということで,別の日で良かったという感想も聞くところです。それぞれの立場で,それぞれ感じられるところでしょうか。はい,どうぞ。

- 経験者3:一応,私は仕事をパートでしていますので,金曜日に最初選出されるときに,これも選ばれるかどうかわからないということで参加しましたので,そのときに,上司に選ばれなかったら有休は要りませんと。でも選ばれたらまた有休をいただかないといけませんということで,一番最初に行きましたので,そこでそのまま裁判が始まると,まだ私は会社の休みももらっていなかったので,多分,後日ということで,改めて上司と相談することができたので良かったと思います。
- 司 会 者: ありがとうございました。それでは,次に,審理のほうに移っていきたいと思います。審理の始めに,検察官と弁護人が冒頭陳述ということで,それぞれ事件の見立てなりポイントなりを説明するわけですけども,その冒頭陳述を聞いただけで,その辺の事件のポイントが皆さんにうまく伝わったかどうかという,その辺の感想を聞かせていただければと思います。1番の方は,女性のマンションに追従して入っていって,そしてナイフ様のものを突きつけて現金を奪った人,それから同じく別の日にまたマンションに追従して入っていって,そしてお金を奪おうとしたけれども女性に抵抗されてお金を奪うことはできなかったんだけれども怪我をさせたんでしたね。その辺の事件の説明,最初の検察官の説明,冒頭陳述で,その辺ですっと入ってきたかどうか。
- 経験者 1: 私の場合は、すんなり入っていけました。というのは、同時並行みたいな形で防犯カメラの写真が提示されたんです。ですから、その言葉と同時にビデオを見ますと、全然難しいことはないんですよ。一つはエントランスのところ、もう一つはエレベーターの中で、しかも両方とも防犯カメラでちゃんとばっちり映っている。だからもう、言い逃れも何もできない。もう証拠もばっちりでしたので、特に問題なくすっと入ってきました。

司 会 者:わかりやすい証拠だったんですね。最初,言葉で説明する,その辺は

いかがでしたか。これから始まりますよというときに、最初に今回の事件はこういう事件ですよと検察官が説明しますよね。その辺の説明はいかがでしたですか。

- 経験者 1: 非常にわかりやすかったです。ただ,二つのことで,本来は一つの裁判のはずだったんですけども,いろいろ調べていたらもう一つ前のが出てきたという裁判だったんです。
- 司 会 者:2番の方,ショッピングモールでの強盗,ショルダーバッグを奪う強盗致傷の事件で,そして女性に怪我をさせたというのと,それから捕まえようとした男性に対してナイフ,繰り小刀だったんですね,それを使って怪我をさせたという事件でしたけども。最初の検察官の冒頭陳述というので,事件のポイントみたいな内容がすっと,こういう事件なのかなということはわかりましたでしょうか。
- 経験者 2 : 起訴状を見せていただいて、私のはさっき言ったように、被告人が65歳ぐらいだったですか。それで、女性の方が44歳か、止められた男性の方が30歳ぐらいの方だと言って、流れ的に近づいて行ってショルダーバッグのひもを繰り小刀で切って、倒れて尻もちをついたところを今度は足とかを刺して、それでバッグを奪って逃げようとしたら、30歳の方が立ちはだかったと。それで、そのときも膝の筋とか手足、そこに切りつけ、最初、30歳の方がナイフを握ったか何かを引き抜いたかだったんですね。それで、もめる中で筋を切ったという中で、前後しますけど、診断書にはこの女性の方が症候群みたいな傷害、パニック症候群ということが後々出てきたということで理解したんですけど、そこのところは検事さんの話ではすんなりと理解できました。
- 司 会 者:一方で,弁護人も最初に,この事件についてはこういうポイントで, そしてこの点を考慮してくださいと,冒頭陳述を行ったわけですけども, その辺りの印象はいかがでしたか。弁護人はこういうことを言いたいん

だなというのがすっと入ってきましたでしょうか。

経験者2:理解はできました。

司 会 者:3番の方の事件はあれでしたね。剣道七段の64歳の被告人が,被告人の飼い犬を蹴る71歳の被害者に対して腹を立てて,剣道の体当たりをして,また同時に拳骨で頭を殴ったということで,仰向けに倒れたんですかね。

経験者3:拳骨では叩いていなくて,体当たりというので構えた形で押し倒すというので,たまたま倒れた被害者の人がコンクリートで打って,打ち所が悪く,そのまま数時間後に亡くなったという事件だったです。

司 会 者:検察官の冒頭の事件の見立ての説明は,この点は,聞いていてこんな 事件なんだというところで,すっと入ってきましたか。

経験者3:最初に事件の内容というものがきちっと書いた紙を読みましたので,大体事件内容がわかっていたので,検察官の方が説明されるのはよくわかりました。ただ,後で言われたときに,検察官が女性だったんですけど,通常,彼女が早口で言い過ぎるらしいんです。検察官がですね。ただ,今回はゆっくり話してくださいと頼んでいたから,何かわかりやすく聞こえたのもあったと思います。ただ,言葉が,体当たりという言葉の説明というのが,そのときには具体的にはなかったと思います。後で審理していく中で,どういうのだろうというのを何回か被告人に聞いたりしながら,私たちの理解できない,初めて聞くようなことに対しては,大変何度も何度も後で確認しましたのでよくわかりましたけど,最初の検察官がおっしゃったときには,そういう説明は具体的にはなかったです。

司 会 者:弁護士さんのほうはいかがでしたか。

経験者3:弁護士さんのほうは,もう最初に,亡くなっていることは事実だし,私 はもっと反発されると思ったんですよ。ただ,ここははっきりしていて, 認めた上で刑を何年にするかという話に行ったような気がして,私はも っと反発して討論されるんじゃないかなと思っていたんですけど,そこら辺は全くなくて,検察側がおっしゃることに対しての,それに対して 傷害致死を犯したということ,自分の罪は認めた上での最終的に刑を何年にするかというところでの話だったので,そこはちょっと。でも,弁 護士さんのおっしゃることもよくわかりました。

司 会 者:弁護士さんが,この点は問題意識を持っているので,この点は証拠調べのときにこういうところを注意して証拠を見てくださいというのは, その点は説明があってわかりやすかったということですか。

経験者3:はい。

司 会 者:冒頭陳述について,先生,検察官,何か経験者の方に質問等はございませんか。

弁 護士:実は裁判のときの冒頭陳述,最初に言う弁護士も結構悩みながらつくっていくものでありまして,さっき3番の方がおっしゃったみたいに,「全く違いますよ」という話であれば,それは検察官がおっしゃったことは全く違いますといって話をし出せば,それは何を言いたいのかー目瞭然になる。ところが,多くの事件は「やったことは間違いありません」からスタートするものが多く,恐らく皆さんの担当した事件もそうだったと思うんです。そうしたら,それを認めておいて,一体その上で何を言うつもりだろうというところというのは,最初に3番の方が思ったみたいに思うと思うんですね。恐らく,最初に今の検察官が言った事実自体は間違いありません,争いませんというふうに弁護人が言ったときに,じゃあ何を言いたいのと,恐らく弁護士は少しでも刑を軽くしたいんだろうということだけはわかるものの,何を理由に軽くしたいのというのは,本当は,弁護士がこれをすぐに,一度聞いて何を根拠に軽くすべきだというのがわからなければならないと思っているんですが,この点というのは実際に裁判員の方に伝わっていたんでしょうか。

経験者1:私の場合,前科7犯だったんですよ。そのために,弁護士さんも国選弁護人でした。ですからかどうかわかりませんけども,もう多くを弁護するという立場の感じではありませんでした。むしろ,その証拠ははっきりしている。だから,今後どういうふうな立ち直りのためのことをやるのかという,そういう方向に話をされました。もう罪を軽くしようとか,そういうことではなくて,もうこれまでにも7犯もやっているわけですから,どうしようもないなという感じでした。

司 会 者:事件の内容からして,1番の方の事件では,弁護人の量刑,どの点を 特にポイントを置いてという,そういう事案ではなかったという感じで すかね。

経験者1:はい。

司 会 者:2番の方は、今、田瀬弁護士からありました、弁護人が、非常にはっきりした争点があるかないか、白か黒かみたいな争点ではなくて、事実関係は争いがなくて、量刑のどういう点を弁護人がポイントに置いて見ていて、どの点を見てもらって、刑を考えるときに被告人に有利に認められたいという弁護人の意図、趣旨というのは、最初の冒頭陳述のところで、弁護人の考えているところがすっと伝わってきたかどうかという点についてはいかがですか。

経験者2:大体理解できたんですけど,冒頭陳述というより一番最後の・・・。

司 会 者:弁論ですか。

経験者 2: はい。あそこでもやりましたように、私の場合は現行犯で逮捕された事 案だったんですけど、被告人の家庭環境、それと同居はせんけど息子が 後を見るという説明とか、結局、どういう説明をすればいいんですかね。 弁護士、国選の弁護士さんだったんですけど、やはり良いところを探し てやろうと苦労をされたところは、私のほうには伝わったように思いますけど。

司 会 者:3番の方,その点いかがでしたか。先ほどお尋ねした質問で,弁護士さんが苦労しているところと言いますか,ここを理解してほしいんだよというところの訴え,その辺が最初の冒頭陳述,事件の始まりのときの弁護人の見立てを話すときの説明で,すっと,弁護人がこの点を考えているのだなというところがぴんときましたか。

経験者3:はい。説明はよくわかりました。

司 会 者:田瀬先生,これはわかりやすかったということのようですけども。

弁 護 士:私の担当した事件ではないんですが,非常にほっとしております。

司 会 者:検察官は,冒頭陳述について何か経験者に質問はありませんか。

検察官:起訴状朗読から始まって,検察官の冒頭陳述をします。それから弁護人の冒頭陳述。想定は,初め法廷に入られて,10分,20分の最初の経験だろうと思うんですね。ものすごく緊張感が高まっているだろうし,傍聴席には傍聴人がたくさんいるような状況で,初めて裁判官の席の隣に座るわけですよね。実際,我々が話をしている中身が頭に入っているのかどうかとか,半分ぐらいしか頭に入っていないのじゃないかとか,それが心配なのと,一応理解はできているつもりなんだけど,記憶に留まるほど印象深く記憶に残っていないのが本当なんですとか,その辺のぶっちゃけた感じはどうでしょうかね。あるいは,冒頭陳述はもう少しあっさりして,その後の証拠の説明のほうで詳しく言ってもらったほうが頭に入りやすかったのにとか,そんな印象があればお聞かせ願いたいですね。

司 会 者:いかがですか。3番の方よろしいですか。

経験者3:よくわかっていらっしゃいますね。はっきり言って,最初に法廷に入って,わあっと前にたくさん,あんなに広い法廷だと最初は感じてなくて, そしてまた,傍聴に来ていらっしゃる方も少ないと思っていたんです。 そうしたら満員で,それぞれの被害者の方と被告人の方の家族の方がい っぱいそれぞれ来られていて,私も最初入っていったときに,すごい緊張して,おっしゃるように余り最初は耳に入っていなかったと思います。しかし,ちゃんと提出されているメモを見ながら,やはりだんだんと落ちついていく中で,見ていき,そのときはわからなくても,一回休廷して別室に入りますね。あのときに,裁判官の方がわからなかったことはありますかということで,もう一回聞かれるんですね。そのときに,具体的に,こういうふうに検察官の方は言っていた,弁護士の方は言っていたということをもう一回復習をする中で,よくわかったというのもあるかも知れません。

司 会 者:最初の緊張感というのは,法廷に入ったときの緊張感というのは相当なものが,1番の方はおありでしたか。

経験者1:はい。

司 会 者:2番の方も。

経験者 2:最初,自分たちが裁判に行かなきゃという思いはあります。最初,思います。最初,さっき言いましたように,厳格なやつが,私たちが入ることで崩れるような思いはしました。もうちょっといかめしい,表現がどうすればいいかわかりませんけど,私らが入ることでやばくなるというか,ちょっと説明が下手なんですけど,そういう気持ちはしております。

司 会 者:検察官,弁護士の先生も,その辺の緊張しているという状況というのも参考にしていただいて,冒頭陳述の中身をどういうふうにしたらいいか,ひとつ考えていただければと思います。それでは,話を進めたいと思います。次に,具体的な証拠調べに入っていきたいと思います。被告人が罪を行ったということは検察官が証明しなければならないわけですが,その検察官の証拠の説明について伺いたいと思います。この証拠の中には,現場の状況を示す実況見分調書,こういう現場ですよと示すものとか,怪我の状況はこういう怪我でしたよという診断書とか,そうい

った証拠書類。被害者とか,あるいは目撃者が捜査官,検察官に話をしたのをまとめた供述調書。それから,直接,証人に法廷に来てもらって,証人尋問で話を聞くという,そういう証拠調べもあります。そして,被告人から話を聞く被告人質問が行われたわけなんですけれども,その中で,まず,被害者とか目撃者の供述調書,捜査官にそういう人が話を,目撃状況とか,被害状況の話をします。その話を聞いて,捜査官が調書にまとめます。これが供述調書というものができるわけですが,その供述調書を法廷で朗読するという手続があったと思うんですが。1番の方は,被害者の女性の方2名の供述調書をたしか法廷で朗読された証拠調べがあったと思うんですが,その証拠調べが,聞いていて,被害の状況とかがすっと頭に入ってくるものであったかどうか。その点はいかがですか。

経験者 1: すんなりわかりました。それと、被害の女性が非常に怖がっておられた。そういうこともありまして、2件とも被害の女性は出て来られなくて、手紙を託しておられまして、それを朗読されたんですけども。厳罰を望むとかそういう形で、非常に厳しい、被害者からは話がありました。逆に、被告は1件の部分はすんなり証拠を認めたんですけども、もう一つのほうは知らない、知らないということを大分言いました。でも、カメラで撮ったやつがあるので、結局認めざるを得ないという形で終わりました。その途中で、カメラの映像なんですけれども、それを再生する書記官の方の仕事なんですか、非常にもたもたしまして、もう少しあらかじめ、そういうことは、練習じゃないけれども、やれるチャンスがあるんだったら、もうちょっとやっておけば、何かそこでもたもたして、非常に雰囲気がちょっと崩れるというか、そういうことを感じました。

司 会 者:裁判所もあらかじめ裁判の前に証拠を見ることができませんので,法 廷で出てきた証拠をその場で調べる,再現するということになりますの で,その辺,機械の操作とか不慣れだったかも知れません。被害者の方の供述調書を検察官が朗読されたでしょうが,その時間の長さとか,その辺はいかがでしたか。

経験者1:それは特によかったと思います。

司 会 者:それから,3番の方,被害者の方の怪我と死亡の間のどういう機序でもって死亡に至ったのかというところは,それの説明が証拠であったと思います。それは覚えておられますか。頭蓋内の出血で亡くなりましたですね,被害者の方が。その辺の説明。

経験者 3 : そういうことは,具体的にはなかった。ごめんなさい,覚えていないのかも。

司 会 者:お医者さんの診断書とか,救急隊の方の話の怪我の状況とか,記憶を 喚起していただいて,どうしてこの人が死んだのかという診断書ですね。 仰向けに倒れて頭を打って,そして脳の中で出血をして,それで死亡し たという,その辺の説明が証拠調べでございませんでしたか。ちょっと 覚えておられませんか。

経験者 3 : 消防隊の方の話は、被告人の家族が、結局、倒れたことで、意識がなくなったことで呼んだときの状況を話されたと思うんです、消防隊の方を。 その後に脳内出血で亡くなったという話はありましたでしょうか。

司 会 者:傷害致死で,後頭部を打って,それで亡くなっているんです。頭蓋内 出血で亡くなったんです。

経験者3:それがあれですね,すみません。

司 会 者:死亡の原因になっている。その辺,証拠で記憶はございますか。調べた診断書か,お医者さんの説明書みたいなもの,診断書みたいなものは記憶にございませんか。

経験者3:・・・。

司 会 者:結構です。その辺のもし記憶がおありでしたら,その辺の説明のわか

りやすさがどうだったかなということをお伺いしたかったんですが。若 干,専門的な話になりますよね。脳の中で出血して,どういう状況で, 脳のほうが停止してしまいましたということ。

- 経験者3:そういうことは全くなかったような記憶です。とにかく,押し倒されて, そのとき,倒れたとき,証拠では顔のお写真と腕の写真の2枚だけだっ たんですね。それで,そこまで亡くなるような怪我だったのかなという のはありましたけれども,結果,コンクリートに打ちつけているという ので,亡くなったというので,すみません,その中の具体的な診断書ま で覚えていないです。
- 司 会 者:ありがとうございました。それでは,今供述調書の関係をお伺いしたんですが,次に,証人尋問についての感想をお尋ねしたいんですけれども。経験者2番の方は,被害者の女性と,それから逮捕しようとしたんだけど怪我をした男性,この2人の証人の話を聞きました。その証人の話を聞いた感想はいかがですか。それをちょっと聞かせていただければ。
- 経験者 2 : 男性の方は,検察官なり弁護士さんの質問に対して淡々と答えられたと思いますけど,女性の方は,かなりまだ当時のフラッシュバックというか,そういう感じでちょっと痛ましいような,現場に実際おって,そういう感じを受けました。
- 司 会 者:女性がパニック障害が残るような状況というのは,法廷で直接話を聞くことができましたですね。
- 経験者 2 : 一生懸命質問に対して答えられるんですが,何かまだその影響があるかなというような感じもしました。
- 司 会 者:臨場感と言いますか,事件の実態と言いますか,そういう話を,経験 した人から話を聞くことによって,その辺の伝わり方はいかがだったで すか。
- 経験者2:法廷に出て来て話さない以上は進んでいかないので仕方ないと思うんで

すけど、やはりこれから先、もう一つ、現実に、被告人がおって、自分がおるという感じになるから、やはり別々のところとか、ああいうのも余計採用していくということも考えなければいかんと。わいせつ以外でも、こういう事件でも、そういう証拠とか、診療を実際受けておけば、やはり考えていっても良いのじゃないかと思いますけど。

- 司 会 者:証拠調べの方法ですね。衝立とかの方法も考えたらどうかということですね。ありがとうございます。それでは、証人尋問に関連する点で、これは検察官や弁護士の先生は耳が痛いかも知れませんが、尋問の上手下手、質問の仕方の上手下手、この辺についての感想を聞きたい。被告人質問も聞かれたと思うんですね。被告人に対する質問をするときに、弁護人が被告人質問します。それから検察官がまた被告人質問します。証人尋問のときには、検察官が尋問、それから弁護人の反対尋問を行います。そういうものを経験されて、質問の仕方の上手下手、その辺の感想を率直に聞かせていただけたらと思います。その辺、いかがですか。ちょっと検察官と弁護士の先生の前で言い辛いかも知れませんが、貴重な御意見ですので、遠慮なく聞かせてください。
- 経験者 1:私のときには、本当に、被告は前科 7 犯という人だったんですけども、あの法廷で、やっぱり非常に被告は緊張していると思うんですよね。そういう中で、検察官からの尋問、非常に、何でやったんや、何でやったんやということを何度も何度も聞かれて、ますます緊張してしまって、ほとんど声が出ないような状態でした。だから、もう少し話しやすいような雰囲気で、検察官の方が質問とかをすれば良かったんじゃないかと。また、被告のほうは、ある意味慣れていると言いますか、そういう部分もあったかも知れませんけれども、非常に緊張はしていましたね。弁護士さんからの部分は、先ほども言いましたけれども、とにかく映像があるんですから、いろいろ弁護士さんも話をされないんですよね。むしろ、

刑を終えたらどうしようやとか、そういうような話を持っていかれましたね。

司 会 者:検察官の質問が,もう少し答えをしやすいような質問にしたらどうかという,そういう印象を持たれたわけですね。2番の方いかがですか。 証人尋問がありました。被告人質問もありましたけど,その辺の質問の 仕方の上手下手というのはありませんか。

経験者 2 : どういう説明をしたら良いかわかりませんけど,私の見る限りでは,まとめて上手に質問されると思いました。それで,一番最後だったですか,結果的には,私が受けた感じですけど,弁護士さんは弁護士さんで,やはりそれが役目と言ったらおかしいんですけど,やはりさっきも言いましたけど,家庭環境なり,本人の今後の生活を説明して伝わってきましたから,やはり良かったんじゃないかと思いますけど。

司 会 者:3番の方はいかがでしたか。

経験者3:検察官のほうの席には3人座っていらっしゃいました。女性1人と男性が2人で、1人はパソコンを扱う方と言われていました。検察官の方の説明とか、聞いている言葉には全然違和感はありませんでした。ただ、弁護士さんのほうで、お二人いらっしゃいました、国選弁護人の方が。若い方と年配の方の2人ですね。途中でびっくりしたのが、結局、言って良いですか。被告人の方が何か質問されたことに対して答えが違っていたのか知らないのですけれど、弁護人の方がすごく大きい声で怒ったように言っているのを感じました。何か打ち合わせが違うのか、話が違うのかわからないのですけど、大変怒ったような口調で何度も問い質すように言っていて、そして、それに対して被告人の方が最初は意味がよくわかっていらっしゃらなくて、途中で、「あ、いえ、違います」と言ってお話を。そのときの内容としては、結局、被告人に会いに来る、面会に来たか、来てないか、家族の方が言ったか、言っていないかのこと

での、そういう食い違っていたから怒ったように言っていたんですけど。 私たちからすると、被告人の方は、本当に、うきは郡の田舎の方で、6 4歳の方で、今回たまたま殺人ということになっていらっしゃるんです けど、真面目に一生懸命生きて来られて、突然そういう被告人になった わけですね。そして、すごく裁判に対して緊張されているのがものすご くわかっていて、少しの言葉の違いとか、言い方の違いであそこまで弁 護人に怒られないかんのかなというのを感じたのはあります。

司 会 者:弁護士の先生も耳が痛いかも知れませんが,そういうケースもあったということで御理解ください。ほかに,質問の方法,特に証人尋問とかで,特に感想はございませんか。大体以上の感想でよろしいですか。

弁 護 士:この尋問というのは、それぞれ裁判であったと思うんですが、検察官が先にやり、弁護士が後にやるもの、その逆のもの、どちらもあったかと思うんですが、どうしても、片方に対して質問に答えて、さっきこうおっしゃいましたけどこうじゃないですかのような形の、もう一回その真偽を問い質すような質問というのはよく裁判の中でもあったかも知れないです。この証人の方、または被告人の方は、ここは相手の言っている、検察官の言っているのは違うんじゃないか、弁護人が言っているのは違うんじゃないかと、弁護人と検察官の間で激しく争っているなと思われる場所というのはあったかと思うんですよ。問題は、何のためにそこを争っているかというのが裁判員の方に伝わっているのかどうか。何かここが、証人の方、被告の方がAと言うのか、Bと言うのかで結論が違うのかどうかとか、何のために検察官と弁護人はそこを一生懸命聞いているのか。それがわからなかったような記憶というか、一体何をこの人たちは熱くなって聞いているんだろうと、そんなことを思ったような記憶とか、そういうのはありませんでしょうか。

経験者1:ありませんでした。

弁 護 士:大体何を争っているかというのはわかったのでしょうか。

経験者3:多分,弁護人の方が興奮して言われたところは,最終的に賠償金のところに繋がることだったと思うんですね。だから,それを話し合ったかどうかというところで,結果,金額に関わってくるからだったと思います。だから,そこを相談していないということになれば,結局そういう財産のことの相談をしていないから,自分としてはそういう財産を放棄するということに納得していないということになったんだと。何でかと言うと,結局,被害者の方が提示された金額に納得されていなかったから,いわゆる財産を全部売却するかというような内容での話の中でのところだったんですね。だから,そこを被告人の方が相談していますと,家族と相談していますというようなところを言ったことによると,そういう財産のあれも手放して良いというような話になる可能性があったので,多分,制止された。

弁 護 士:それも,弁護士が一生懸命聞いて,声を荒げたと。そのときに,こういう理由で,ここはどうにかちゃんと打ち合わせしましたという返事が 弁護士は欲しいんだなというのは,裁判員には伝わってはいるということですね。

経験者3:はい。

弁 護 士:わかりました。どうもありがとうございました。

司 会 者:それでは,次に話を進めまして,証拠調べが全て終わりますと,最後に検察官が事件のまとめとしての論告します。そして,弁護人は事件のまとめ,弁護人の立場からのまとめとしての弁論,最終弁論を行います。この検察官のまとめの内容は,適切にうまく皆さんに事件のまとめとしてすっと伝わってきたか。弁護人が,まとめとして,この事件の弁護人の立場からのまとめとして,裁判員の皆さんにこういう点をしっかり考えてくださいよというところのまとめを話す。その弁護人の意図が伝わ

ってきたかという,その辺の感想を聞かせていただければと思うんです。 論告と弁論についていかがでしょうか。1番の方,お願いしてよろしい ですか。

経験者1:私はすんなり理解できました。

司 会 者:まとめとして,うまくまとめられていた。2番の方,いかがでしょうか。

経験者 2: 私も理解はできました。検察官のほうは、結局、事前に準備して計画的な犯行ということで。ただ、弁護側のほうが、最初から強盗するつもりではなく、そのために最初にショルダーバッグのひもを切って盗ろうとしたというようなところが最初だったと思います。その辺が、検察官は、冷静に行為自身が鉈を体に巻くとか、周到に準備されたことで明らかに計画性があると。弁護側は、やはり今言いましたように、当時の現場の再現からすれば、ナイフを直接、最初持っていかないで、ショルダーのひもを切ったというか、その辺の対立というか、それは十分に理解できました。

司 会 者:3番の方はいかがですか。

経験者3:よくわかりました。あと、プリントを出されて、それぞれ検察官の方とか弁護人の方が出された、結局こういうことがありましたよということで、論告メモと言うんですか。検察官の方は、カラー刷りで、大変、矢印でうまく説明が、はっきりこうだからこうだ、こうだからこうだということでわかりやすく、最終的にこういう求刑をしますと、何か見やすかったんです。そのときの裁判員の人は、皆、そう言っていました。弁護人の方のは、何かごちゃごちゃしていて見にくかったので、そのプリント自体が余りよくわからなかった。だけど、一生懸命弁護されているのはわかりました。

司 会 者:その辺のまとめ方の上手下手というのはありますか。

経験者 3: 色がはっきりしているから,わかりやすかった。弁護人の方の出される プリントは色が薄くて,何か丸く矢印であちこちから意見を持ってきて こうなんだということで,そのプリント自体が全然わかりにくかった。

司 会 者:矢印がたくさんあって,わかりにくかった。

経験者3:そうですね。矢印がたくさんありました。

司 会 者:次に,検察官は懲役何年相当という意見を言いますね。それに対して 弁護人が,この事件は検察官は懲役何年だけれども,弁護人は懲役何年 ぐらいが相当だと思いますという,そういう弁論をされたケースがあり ますね。これは,2番の方と3番の方。弁護人は弁護人の意見として懲 役何年が相当だと,そういう弁論をされたと思います。その弁護人が懲 役何年相当という弁論について,それに対して感想はございましたです か,いかがですか。

経験者 2 : 記憶が・・・, すみません。検察官のほうが 1 0 年で, 弁護人は 3 年ぐらい。余りに差があるんだと思いました。 3 年であったとすれば, 結局, 今度の場合は,被害者が二人おって, 二人とも怪我をして, 意見は, 出来過ぎということで, 検察官はずっと立証していって計画的な犯行ということで 1 0 年と言われたと思うんですけど, やはり年齢的なこともあって, 息子さんが後を見るということで 3 年と言われたようなものですけど, ちょっと開きはあるなという感じを受けました。

司 会 者:3番の方,弁護士さんが懲役何年相当という意見を言われたと思いますが,それを聞いていて何か感じをお聞かせ願えますか。

経験者3:執行猶予付きの1年半でした。私は勉強不足で,執行猶予という言葉の 意味もよくわからなかったんですね。そのときに,裁判官に聞いたら, 結局,刑務所にも入らず真っ直ぐお家に帰れるんだと。裁判が終わって 直ぐ家に帰れるんだということだったんですね。

司 会 者:これは弁護人の先生の御判断で。弁護人の立場から何かこの点につい

てございましたら。

弁 護 士:そうですね。弁護人をやるときには、どうにかその人に一番、実際何 かしたのならその人が更生するにはどれが一番良いかと、被告人さんと 話して、その結果から考えたときに、この人の場合には今回の事件みた いなことはもう起こすことはないだろうという話だと,どうにか刑務所 に行かずに社会の中で立ち直ったほうが本人にとっても周りにとっても 良かれというときには、もちろんそれのほうが良いのじゃないかという ことを申し上げるんですが,一方で,一定のここまでは仕方ないという ような話をすることも、それはそれで躊躇われる部分もあって。だから、 1番の方は,恐らく弁護人が何も示していない,寛大なとか,それを踏 まえた判断をお願いしますというような言い方をしていたと思うんです が、これは、弁護士にとっても、ここまでは仕方ないと、まず言うこと 自体が適切なのかどうか。それと、こちらが軽いと言うか、比較的検察 官の言うのよりも軽い刑を言うこと自体が,余りにも軽過ぎて説得力が なかったら却って本人のためにも良くないのじゃないかということを考 えながらしているんですが、それでもやはり、実際には何年ぐらいが相 当とか、執行猶予が相当と言うときには、なぜそう考えるのかというこ とをもう少し説明したほうが良いのかなというふうに思いました。

司会者:ありがとうございました。ずっと今,証拠調べから論告弁論まで皆さんの感想を聞かせていただいたんですが,そのほか何か審理中の訴訟活動について、裁判官も含めて,審理中の訴訟活動について感想がございましたら,休憩時間の問題とか,これはもっと具体的になりますが,早口で聞き取りにくかったとか,先ほど弁護人の被告人に対する尋問のときには怒ったようなというのがありましたが,証人尋問や被告人質問のときの検察官や弁護人の質問の仕方とか,態度とか,そういった言葉遣いとか,訴訟活動について何かお気づきの点があったら感想を聞かせて

いただけばと思います。

経験者1:私は特にありませんでした。

司 会 者:2番の方。

経験者 2 : 裁判所のことで言うと、快適に過ごさせていただいたというふうに思います。私は 4 日間でしたけど、別に心労を感じることもなく、基本的には楽に過ごしました。

司 会 者:3番の方,何か感想がございましたら。

経験者3:初めてでしたけれども,大変,皆で一緒に協議をすることで。評議をしているところというのは,いわゆる後ろに下がって,私たちが話しているところですね。そのことについてちょっと話させていただきます。

司 会 者:審理のことです。

経験者3:すみません。審理というのは裁判があるという法廷ですね。すみません。 本当によくわかっていなくて申しわけございません。審理中は......。

司 会 者:休憩時間とか,あるいは声が聞き取りにくかったとか,何かそういう 印象とか記憶はございませんか。

経験者3:声はよく聞こえておりました。休憩もちょうどいい時間で。最初の1日目がちょっときつかったですけどね。長かったですので,大変,もう少し間に休憩があったほうが良かったかなというのはありましたが,私は3日間でしたけれども,あとは大丈夫でした。

3 評議

司 会 者: ありがとうございました。それでは,次に証拠調べが全部終わりましたら,皆さん,評議室に戻りまして評議が始まるわけですが,この評議についての意見交換に移りたいと思います。人前で発言する不安等がおありの評議で,遠慮なく自由に意見が言える雰囲気であったか,何についてどのような順序で話し合って行くのか,その道案内,それがあった

のか。内容についての説明が適切でわかりやすかったか。あるいは,裁判官の強引な誘導みたいなものはなかったのか。裁判官としてはいろいる配慮しているところではあるんですが,皆さん,お気づきの点があれば率直に聞かせていただきたいところなんですが,評議の時間が十分であったかどうかという点を含めて,その辺の評議についての感想を聞かせていただければと思うんですが,遠慮なく聞かせてください。1番の方,いかがですか。評議についての感想はございますか。

経験者 1:特にはありませんでした。途中,裁判長さんが休憩時間を適当に入れていただきましたし、印象に残っているのは、法衣の話、黒いのはどうしてかとか、袖のところが閉じていますよね、そういう話とか。あと、今日はあの方は傍聴に来ていなかったとか、そういうような話をされて、やっぱりちょくちょく、自分には直接関係ないけども、傍聴に来ておられるというような話をしていただきまして、非常に和やかな雰囲気でありました。昼食も全員一緒にずっと毎日、一緒に食べました。

司 会 者:ありがとうございました。2番の方,いかがでしたですか。何か評議 について,何かありましたら。

経験者 2 : 結局, 私たちは素人というか, これが, 求刑に対して何年にするかということを話し合うわけですけど, 過去の裁判例とかの紹介をやっていましたけど, 一生懸命討議しましたけど, いい経験だったと思います。

司 会 者: おっしゃっていたのは,量刑グラフと量刑の事例の説明のことですね。 経験者2:はい。

司 会 者:量刑の評議を行うと,ちょっと皆さんに話を伺いたいところなんですが,その雰囲気的なものについては,3番の方,評議の雰囲気とか,あるいは何か遠慮してしまったとか,そういうことはございませんでしたか。

経験者3:ありませんでした。大変皆さん,自由な意見を率直に活発に意見交換し

て、どうしてもわからないところとか、私みたいな何も裁判での話の内容の意味がよくわからないところに対しては細かく説明していただきましたし、そして、どうしても納得のいかないわからないことは、もう一回聞きましょうということで、後日質問をしていただいたりして、納得しての判決のほうに進ませていただいたと思います。あと、有罪になるということで、刑を何年にするかというところで、また具体的に話し合いの中でいろんな事例をずっと見せていただいて、大体の刑はこのぐらいなんだというところはあります。

- 司 会 者: そうしますと、皆さん、自由に遠慮せずに意見は言えた、評議の雰囲気はそういうことだったと。それで、今、量刑の点で何を基準に刑を決めるかというところで、今回この被告人が何をしたかというところを見てもらって、何をしたかというのが刑の基本になって、何をしたかという刑の基本になる行為を中心に据えて刑の重さを、非難の重さを、非難の程度を考えていって、そして、反省の程度とか、将来の更生の環境とか、そういった事情が刑を軽くする方向に動くような事情として評価できるのかどうかという、そういう量刑の評議になっていたかどうかという点について。その辺の何を中心に考えていったら良いのかという点は、わかりやすい評議ができましたでしょうか。刑を決める評議の際に。その点いかがでしょうか。
- 経験者 1: 私の場合は,まず検察官のほうから求刑が何年と出て,それと一方では, OHPで事例を出していただきました。それを勘案して大体こんなもの かなと。ただし,再犯だということで,再犯の場合はさらにちょっと増 すということで,そういうような考え方を裁判長がおっしゃって,そう いう形で,みんな評議をいたしました。
- 司 会 者:考え方の基本的な筋道というのは皆さん理解をされて,刑を決める基本的な考え方は皆さん理解をされた上で,評議ができたということでよ

るしいですか。それで大体、評議まで皆さんの感想を聞かせていただいたんですが、皆さん、今回、裁判員として経験をされて、初めて裁判員として法廷に来て、そして初めて裁判というものを経験された方が、法廷に初めて審理に入ったときに、本当に法廷で見たり聞いたりしてわかる裁判となるようにと私たちは目指しているんですけども、どんな工夫があれば良いなというのは、何かこの点はこういう工夫があったら良いんじゃないかみたいな点はお持ちじゃないですか。お考えになったことはないですか。こういう点を工夫したらどうだみたいなのはございませんか。

経験者 2 : 工夫じゃないんですけど、証拠を調べるときに、強化プラスチックに入った凶器そのものを目の前でリアルに見せていただきました。ああいうのは一番、手に取って見えるので。思いもしませんでしたから。あんなのは、物によってはそういうこともできると思いますけど、考えていただいたら良いかと思います。鉈か何かはびっくりしたですよね。あれを出してこうしておけば、もう、殺人じゃないけど、そういうように発展しかねないような状況でしたから、そんなんが一番受ける印象としては具体的だと思います。

司 会 者:検察官は,その辺の立証の工夫はされているところですね。

検 察 官:そうですね。証拠の存在とか,形を変えないような形にしながら,ぱっと見てわかるようなものを考える努力はしています。

司 会 者:はい,どうぞ。

経験者3:私たちが裁判に参加するまでに,弁護士の方と検察官の方と裁判官の方とで30回以上いろいろ審議なさって,結果,私たちが参加するときに,最終的なものでまとめて出されているんですよね。わかりやすく証拠とかいろんなものを。結果,私たちが参加したときに,亡くなった方の写真を,なるべくリアルなものは極力,ちょっとショックが大きいだろう

から減らしたほうが良いということで,2枚にして出されましたけれども,検察官のほうが。ただ,それではどうしても亡くなった状況がよくわからなくて,写真を後日もう少し見せてもらいたいなというときに,見せてもらえないわけですよね。そこで証拠を増やすとかいうことはされなかったので,そういうところはどうなのかなと思うんですが。

司 会 者: 裁判が始まる前に、検察官はこういう証拠でこういう証明をしたいと。例えば、写真等になりますと、非常にショッキングな写真もございます。それで、裁判員の皆さんにいきなりそれを見ていただくのは、そこまでの必要性はないだろうというところで、弁護人の意見も伺った上で、どこまでの証拠写真を裁判員の皆さんに見せるかというところは、議論して詰めた上で、選んで出してもらっています。検察官も、証明する責任がありますので、これは譲れないという一線はあるわけですが、片や裁判員の方にいきなりそんな写真を見せる、これは控えてくれと、その辺のバランスをとった上で証拠を詰めておきまして、そういう詰めた結果が裁判員の皆さんにそういう印象を持たれる、証拠調べになることも可能性とすればあります。その辺の詰めた上での結果というところで御了解いただくことになるんですけど、一方で、皆さんには余りこれはどうかと思われる写真は見ていただくのは遠慮したらいいかなと、そういう配慮もしています。

経験者3:わかりました。

司 会 者:野島部長は,よろしいですか。

裁 判 官:今の話と関係するんですけれども,皆さんは,結局,1番の方もいつ 強盗するつもりになったかということは少し争われていたけれども,基 本的に事実関係に争いがない事件ということで,刑を決めるということ に主眼がある事件だったということですよね。そういう事件だったとし て,今ちょっと個別の一つ一つの段階を振り返ってもなかなか終わって

しまっているので難しいと思うのですが、評議をしたときに、裁判長か ら恐らくこういう考え方に基づいて、こういう手順、プロセスで刑を決 める作業をしますという話があったと思うんですが。その作業をすると きに,法廷でやったことが,あのときこういうふうにやったことは,こ の段階でこういうことを決めるために必要だったんだなということが, 法廷でのやったことが全て結びつくような感じになっていたかどうかと いうのは,振り返ってみていかがかなというふうに思うんですね。要す るに、そういう作業に必ずしも必要がないことも結構やってしまってい なかったのか。あるいは、あそこでいろいろやっていたけど、あの場面 では意味はわからなかったけれども、後になってようやく、説明を受け たらあれはこういう意味だったということで、こういうことでこういう ふうに関係するんだと思った、わかったということがあったかなかった かみたいなのと、ちょっと抽象的で恐縮ですが、お聞かせいただければ と思うのです。要するに,刑を決めるために審理をしているので,何が あったのかということだけを見るためにやっているわけではないという ことなので、刑を決める作業としてかなり合理的な内容のものに審理が なっていたというふうに、今振り返って思われるかどうかということを、 感触的なことで結構ですのでお話しいただけないかと思うんです。

経験者 2 : 裁判官の質問に合う答えかどうかわかりませんけど,刑を決めるという, 私たちの感覚ではいわゆる情状,犯人が心の中のことがこれは悪いとか, それで,検察官はそれを一生懸命導き出そうと質問されますよね。それ が,やはり刑が決まってしまえば,私が最初に言ったことですよね,そ れは,なんか灰色のまま次の質問に,答えなかったら次の質問に行くし, 答えても裏づけがとれないからそのまま流れていくと。検察官は,今言 われた,私たちにしてみれば,起訴状に書いてある行為自体は間違いな いんだけど,犯人の内面的な悪さ,それがなかなか表に出すのは難しい なと。検察官側のを聞いて、なかなか出て来ないまま終わっていくなという印象がありますけど。裁判官の問いに対しての答えになったかどうかわかりませんけど、そういうまどろっこしいような、そんな感じがします。

司 会 者: 刑を決めるということに最終的にはターゲットを持った審理が繋がったものとして実感できるかどうかというところの話なんですけど。審理のここはこういうことを考えるんだな,こういうことを狙っているんだなみたいなことがわかった審理,目的意識のある審理だったか。

経験者1:検察官は確かにそうでした。私は思いますけどね。

裁判官:難しかったですかね。

経験者3:私の事件の場合は、もう亡くなっているから、結局、被告人の言うとおりで進むわけですね。だから、1回しか押し倒していないということに対しても、痣が一つしか付いていないから、倒れたときの傷がここにあると。あくまでも被告人の証言のみで審理されているというところで、検察官の方からも、なかなかそれ以上に、証拠が物語っているから、それ以上のことを争うというか、そういうことはまず私のときはなかったような感じがするんですね。全て証拠に基づいて、ここに傷があって、ここに傷があってというところから始まっているので、それに対して、心情的なもので刑を何年にしましょうというところだったと思うんですが、一生懸命いろんな方の証拠、いろんな状況がわかるようなことで調べていらっしゃるなというのは感じました。

司 会 者:はい,どうぞ。

裁 判 官:最後に,選任された直後の裁判長の説明があったと思うんですよね。 刑事裁判の原則とか,ルールとか説明がありましたよね。あの中で,冒頭陳述は証拠ではありません,意見なんですと。論告や弁論も,あくまで意見であって,皆さんの参考のためのものに過ぎませんと。証拠調べ で何が起きたかと見ていくんですというような説明があったと思うんですけど、それは記憶にありませんか。それだとして、皆さんにとって、審理をやっているときに、冒頭陳述と証拠の区分けみたいなものは意識されていましたでしょうか。あるいは、あそこでああいうふうに言われたことというのはこういう意味なんだから、こういうふうにしていかなきゃいけないみたいな意識づけはできましたでしょうか。

経験者 1:途中からですね。最初は,この裁判に参加して,刑を決めるというのが 目的かなと。大半の目的だろうと,そういうふうな形で参加いたしました。

裁 判 官:冒頭陳述で言われていることが,あたかも証拠でもう直ぐに立証されていたかのような感覚になったようなことはありませんか。大丈夫ですか。

経験者1:はい。

経験者3:なかったです。

裁 判 官:ありがとうございました。

4 これから裁判員になられる方へのメッセージ

司 会 者:それでは時間が参りました。最後のテーマに移りたいと思います。 これから裁判員になられる方へのメッセージをひとつ皆さんから話して いただければと思うんですが。1番の方からお願いしてよろしいですか。

経験者 1:選任されるまでは非常に面倒だなと思っておりました。でも,裁判所に来て,厳粛な雰囲気で,検察官,弁護人,そして裁判官,書記の方のそれぞれの役割分担というのがよく理解できて,そんなに敷居の高いところじゃないなということを感じました。通常の役所の1階はもっと雑然としていますけど,2階ぐらいの雰囲気かなと。役所の2階。そういうふうに思いました。だから,今後,皆さんも非常に楽に参加されたほう

が良いなと思います。

司 会 者:ありがとうございます。2番の方,いかがでしょうか。

経験者 2 : 難しいですけど,たまたま私の場合は,懲役刑ということで進んでいきましたが,殺人とかで何人もというようなことで,そういうときに果たしてどうかなということを思いますけど,やはり制度としてこういうような有意義な制度がある,それに選ばれたなら,国民の義務じゃないけど,やはり選ばれた以上は権利として,審理をして,貴重な経験で,参加していただきたいと思うのが一つです。それと,今思うのは,なかなか難しいと思いますけど,上訴したらまた専門の裁判官で審理をやり直してもらうということもありますので,是非,もし選任とか声がかかれば,協力じゃないけど,権利行使ということで参加していただきたいと思います。

司 会 者:ありがとうございます。3番の方,どうですか。

経験者3:本当になかなかこういう経験ができるということはないので,もしも選任されたら,引き受けたほうが良いよと言いたいです。引き受けても,結局,私たちみたいに何もわからない者が参加していても,裁判官の方とかが十分にフォローしていただけるから,真剣に,こういう判決に至るわけですから,真剣には参加しないといけないですけど,そんなに怖がることはないよと言いたいです。

司 会 者:皆さん,長時間ありがとうございました。時間が参りましたので,以上で意見交換会を終わらせていただきます。

第2 質疑応答

司 会 者:記者の方から質問を受けたいと思うんですが,質問はございますか。

読売新聞:ある程度出たのであれなんですが,1点伺いたかったのが,評議の過程の中で,裁判員同士で思い出に残るようなやりとりがあればお伺いした

いなと思うんですね。それほど有罪,無罪を争う話ではないので,割れて対決というわけではないにせよ,何か思い出に残るようなやりとりがあれば教えていただけたらと思っております。

司 会 者:若干,評議の中身に関わる質問で,微妙な質問で,答えにくい質問かなという気がしますが,どういう視点でお答えいただければ良いんですかね。

読売新聞:考えた中での難しさというのがいまいち伝わらなかったんですよね。要は,裁判に参加して,裁判員の一人として決める中での裁判員同士での。

司 会 者:評議中の議論のことですよね。なかなか難しい質問ですかね。

裁 判 官: 刑を決めるということについての葛藤みたいなものがなかったかどうかとか, そういうことについて他の裁判員の方と感想めいたことを話し合ったことはないかという質問ですよね。10年とか8年とか決めるので, 重い作業ではありますよね。それについてどう思われたかということで。

経験者 2 : 評議のときに,グラフなり,過去の裁判例なりを勉強させていただいて, 殺人事件の何人もとかであれば大変だったでしょうけど,運よくこの事 件に当たったもんで,そういう苦労は,そこまではありません。

裁 判 官:一定の量刑を決めるプロセスというのは裁判長のほうから示されていて、そのプロセスに従って判断するということでしたので、さほど負担には感じなかったということですか。

経験者2:そうです。

経験者3:私のときは,執行猶予にするか,有罪にするかで。

裁 判 官:多分,聞かれたいのは,例えば,執行猶予にするか,実刑にするかで 大きな違いじゃないですか。本人にとっては。その決断の重さみたいな ものはどんなふうに感じられましたか。

経験者3:この私たちが担当した被告人の方は,結果,被害者の方と2回会ってい

るんですね。最初に,同じように被害者の方がお酒を飲んで被告人の敷地に入り,犬を殴ろうとしていたというか,そこで「何しようとや」ということで,1回,この被告人は被害者を倒しているんですね。そのときに,脳震盪を起こしているんです。救急車を呼んでいるわけですね。そのときは,目が覚めて,自分で帰られたんです。その1年後に,また同じように,この被害者の方もまた犬がうるさかったのか,この被告人の敷地に入り,犬を殴っていたと。その現場を見て,被告人が飛び出して来て,結果,同じように争って倒した結果,今回は亡くなったという事件だったんですね。そして,被告人は有段者ということで,教師という称号を持っていらっしゃる方ということ,子供たちに教えているということにも拘わらず,同じことを2回やっている。

裁 判 官:多分,どんな裁判長もやっていると思うんですが,刑を決めるときに, かなり重い刑をするときには,負担があるので,一人で決めるわけでは ありませんよと,9人のチームとして9人で9分の1の責任を負うにす ぎませんよみたいな説明は,多分,刑を決めるときにはしていると思う んですが,そういった説明は受けられましたか。

経験者1:はい。

裁 判 官:そういった説明があると,一人だけが決めるのではないということで, 刑の決断もし易くなるとお伺いしてよろしいですかね。

経験者1:はい。

司 会 者:以上で,本日の意見交換会を終了したいと思います。裁判員経験者の皆さん,本当に長時間,貴重な感想,御意見をありがとうございました。 大変お世話になりました。ありがとうございました。以上で終了したいと思います。